

2026年7月29日

各 位

会社名 株式会社スマレジ
代表者名 代表取締役 宮崎 龍平
(コード番号：4431 東証グロース)
問合わせ先 管理部長 式地 めぐみ
TEL. 06-7777-1772

有償ストック・オプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、2026年7月29日開催の取締役会において、以下のとおり、有償ストック・オプション（新株予約権）を発行することについて決議しましたので、お知らせいたします。なお、本件は新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。また、本新株予約権は付与対象者に対する報酬としてではなく、各者の個別の投資判断に基づき引き受けが行われるものであります。

1. 発行の目的及び理由

本新株予約権は、当社の中長期的な業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、当社の取締役の明確な業績目標値の設定とその達成によるインセンティブを付与することにより、さらなる意欲及び士気を向上させることを目的として発行するものであります。

本新株予約権は、当社の2029年4月期から2031年4月期における連結ARRが250億円及び300億円、連結営業利益が55億円及び75億円を超過することを権利行使の条件としております。当該目標は、当社の中期経営計画における当社が掲げる長期ビジョン「VISION 2031」における目標（2031年4月期までにARR300億円達成）の確実な達成に向けた最重要指針であり、単なる事業規模の拡大のみならず、利益率・収益性を伴う質の高い成長（売上・利益の両達成条件）を通じた企業価値の極大化を目指すものであります。

なお、本新株予約権がすべて行使された場合に増加する当社普通株式の総数は、発行済株式総数19,693,800株に対して約1.5%に相当します。しかしながら、本新株予約権は、あらかじめ定める業績目標の達成が行使条件とされており、その目標が達成されることは、当社の企業価値・株主価値の向上に資するものと認識しております。このため、本新株予約権の発行は、当社の既存株主の皆様の利益に貢献できるものと認識しており、株式の希薄化への影響は合理的なものであると考えております。

2. 発行の概要

(1) 新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数	当社取締役 1名 3,000個
(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数	本新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。 なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。 調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

	また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。
(3) 新株予約権の総数	3,000個
(4) 新株予約権の払込金額又はその算定方法	本新株予約権1個あたりの発行価額は、1,500円とする。 なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティングが、当社の株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参考に、当該金額と同額に決定したものであり、当社監査役は全員一致で、当該金額は有利発行に該当しないと判断している。
(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額及びその1株当たりの金額（行使価額）	本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。 行使価額は、金3,160円とする。 なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。 $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$ また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分または合併、会社分割、株式交換及び株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。 $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$ なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。 さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併、会社分割、株式交換または株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。
(6) 新株予約権の権利行使期間	本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、2031年5月1日から2041年4月30日（但し、最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までとする。

(7) 新株予約権の行使の条件	① 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、2029年4月期から2031年4月期までのいずれかの期において、当社の有価証券報告書に記載されたARR及び連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書、以下同様）に記載された営業利益が、下記（a）から（b）に掲げる各水準を超過した場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち、それぞれ定められた割合の個数を権利行使することができる。 （a）ARRの額が25,000百万円を超過し、且つ営業利益の額が5,500百万円を超過している場合：行使可能割合40% （b）ARRの額が30,000百万円を超過し、且つ営業利益の額が7,500百万円を超過している場合：行使可能割合60% 【ARRは、当社（連結子会社がある場合は連結ベース）の特定の事業年度における最終月（または行使申し出日の属する月の前月）において計上されたMRR（Monthly Recurring Revenue：月次経常収益。当社サービスにおける月額利用料の継続的に生じる収益をいい、機器販売等の単発・一時的な収益を除く。）に12を乗じた金額】 なお、当該連結損益計算書に本新株予約権に係る株式報酬費用が計上されている場合には、これによる影響を排除した株式報酬費用控除前営業利益をもって判定するものとする。 また、決算期の変更、国際財務報告基準の適用、適用される会計基準の変更、当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生した場合など、当該数値で判定を行うことが適切ではないと当社取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該影響を排除するための適切な調整を行うことができるものとする。 さらに、会計基準の変更、事業環境の変化その他の事由により、ARRが継続的な経常収益を測る指標として一般に用いられなくなった場合、又はARRの定義に従った算定を行うことが困難若しくは不適切となり、前段の調整によっては適切な判定を行うことができないと当社取締役会が判断した場合には、当社取締役会は、ARRに代えて、これと実質的に同等の継続的・経常的な収益に係る指標を合理的に定め、当該指標に基づき行使の条件の判定を行うことができる。この場合、当該代替指標に係る水準その他の判定基準は、本項に定めるARRに係る水準（25,000百万円及び30,000百万円）と経済的に同等となるよう合理的に設定するものとする。 ② 新株予約権者が行使することができる本新株予約権の個数は、上記①に基づき算出される行使可能な個数のうち、新株予約権者の取締役としての在任期間（以下、本号において同じ。）に応じて、次の各号に定める割合を上限（掛け合わせによって算出される個数を上限）とする。 （a）2028年4月期の終了時点まで継続して取締役として在任していない場合：0% （b）2028年4月期の終了時点まで継続して取締役として在任している場合：20% （c）2029年4月期の終了時点まで継続して取締役として在任している場合：45%
-----------------	--

	(d) 2030年4月期の終了時点まで継続して取締役として在任している場合：70% (e) 2031年4月期の終了時点まで継続して取締役として在任している場合：100% なお、新株予約権者が当社または当社の関係会社の取締役の地位を喪失した場合であっても、当該地位喪失時点までの在任期間に応じて本項に基づき行使可能となった本新株予約権については、上記2. (6) に定める行使期間内に限り行使することができるものとし、当該地位喪失のみを理由として本新株予約権が失効するものではない。また、当社取締役会が正当な事由があると判断した場合についてもこの限りではない。 ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。ただし、死亡による退任の場合であって、当社取締役会が正当な事由があると認めた場合はこの限りではない。 ④ 次の各号のいずれかに該当した場合、上記2. (6) に定める行使期間内といえども、これ以降本新株予約権（(e) に該当した場合については、放棄する旨の申出があった部分に限る。）を行使することはできない。 (a) 拘禁以上の刑に処せられた場合 (b) 当社または当社の関係会社の就業規則その他の社内諸規則等に違反し、または社会や当社または当社の関係会社に対する背信行為があった場合において、これにより懲戒解雇または辞職・辞任したとき (c) 当社または当社の関係会社の取締役として在任中に当社または当社の関係会社の業務命令によらず、もしくは当社または当社の関係会社の書面による承諾を事前に得ず、当社または当社の関係会社以外の会社その他の団体の役員、執行役、顧問、従業員等になった場合 (d) 当社または当社の関係会社に対して損害またはそのおそれをもたらした場合、その他本新株予約権を付与した趣旨に照らし権利行使を認めることが相当でないと当社取締役会が認めた場合 (e) 当社または当社の関係会社の承諾を得て、当社所定の書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合 ⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 ⑥ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金の額	① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。 ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
(9) 新株予約権の取得の事由及び取得条件	① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社

	となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。 ② 新株予約権者が上記（7）に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。 ③ 本新株予約権の目的である種類の株式についての株式の併合（当該株式に係る単元株式数に株式の併合割合を乗じて得た数に1に満たない端数が生ずるものに限る。）が当社株主総会で承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。 ④ 特別支配株主による株式売渡請求が当社取締役会で承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。
(10) 新株予約権の譲渡制限	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
(11) 組織再編行為時における新株予約権の取扱い	当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。 ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。 ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。 ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記（2）に準じて決定する。 ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（5）で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記（11）③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数に乗じた額とする。 ⑤ 新株予約権を行使することができる期間 上記（6）に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記（6）に定める行使期間の末日までとする。 ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記（8）に準じて決定する。 ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限

	譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。 ⑧ その他新株予約権の行使の条件 上記（7）に準じて決定する。 ⑨ 新株予約権の取得事由及び条件 上記（9）に準じて決定する。 ⑩ その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
（12）新株予約権の割当日	2026年8月31日
（13）新株予約権証券の発行に関する事項	当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。
（14）新株予約権の払込期日	2026年8月31日

以 上